

電波監理審議会 有効利用評価部会（第56回） 議事録

1 日時

令和8年2月26日（木）10：00～10：50

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

西村 暢史（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

(3) 事務局

飯倉 主税（総合通信基盤局総務課長）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事		
	(1)	令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程 度の評価結果(案)に対する意見募集の結果.....	1
	(2)	有効利用評価方針の改定(案).....	10
3. 閉	会	23

開 会

○西村部会長 それでは、定刻より少し前ですけれども、皆様おそろいになりましたということで、始めさせていただきます。

ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会第56回会合を開催いたします。皆様、お忙しいところお集まりくださりありがとうございます。本日の部会もウェブによる開催とさせていただきます。

本日は電波監理審議会会長の笹瀬委員と私、両名が出席しております、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。なお、電波監理審議会親会から長田委員が傍聴予定となっておりますことを申し添えさせていただきます。

議 事

(1) 令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)に対する意見募集の結果

○西村部会長 それでは、早速でございますが、議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議事の(1)令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)に対する意見募集の結果につきまして検討を行いたいと思います。

本評価結果(案)については、1月13日の電波監理審議会において審議を行い、1月14日から2月12日までの間、意見募集を実施しております。

意見募集に対し提出された意見、また、意見に対する電波監理審議会として

の考え方(案)につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思っておりますので、
よろしくお願ひいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。それでは、資料56-1を御覧いただきたい
と思ひます。

今般の評価結果(案)について意見募集を行いました結果、法人から6件、
個人から4件の計10件の御意見をいただきました。

表には、御意見とそれに対する電波監理審議会の考え方(案)をお示しして
ございます。全体を通しまして、提出された御意見を踏まえての評価結果(案)
の修正を要するものはなかったと考えてございます。

以降の説明におきまして、賛同意見に関しましては、「電波監理審議会の考え
方」の欄で「賛同意見として承る」旨の御説明は省略させていただきたいと思
ひます。

それでは、早速ですが、No. 1はドコモから大別して4つの意見がござい
ました。1つ目は総論として賛同の御意見でございます。

2つ目は、Sub 6帯の評価について、Sub 6はトラヒック量の高いエリ
アを重点的に整備するという事で、Sub 6展開率を基準とする評価手法の
採用を希望する意見となっております。

これに対する考え方(案)として、今、投影しております真ん中のところで
ございますけれども、「Sub 6展開率については本案に記載のとおり、高トラ
ヒックエリアを対象とした事業者・周波数横断的な目標であるため、電波の有
効利用の評価基準としては、全国の居住地域を対象とする人口カバー率を用い
た方が普遍的であり、より適切である」と記載してございます。

これに続き、2ページ目の一番上、「なお、Sub 6帯の人口カバー率の基準
(しきい値)の検討に当たっては、頂いた御意見も参考とさせていただきます」
としております。

また、3つ目といたしまして、2ページ目の「Sub 6帯は」から始まる箇所でございます。こちらは干渉条件を考慮した評価基準の採用を希望する御意見でございます。

これに対しては、「衛星システムや航空システム等との干渉条件も加味した評価基準については、本案に記載のとおり、継続して検討を進める」としてございます。

4つ目は2ページ目の真ん中ほどでございますけれども、調査の簡素化に関する御意見で、過去にも各社から同様の意見が出されてございます。

調査につきましては、総務省の所管ということで、これに対する考え方(案)といたしましても、従来の回答と同様に、「利用状況調査の調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたい」としてございます。

次に、No. 2、KDDIから、こちらも大別して4つの御意見となっております。

まず、Sub 6帯の評価につきまして、Sub 6帯で2つの周波数を割り当てられている事業者に対しては、1波ごとの評価ではなく、Sub 6帯全体を総合的に評価してほしいという御意見でございます。

これに対する考え方(案)といたしまして、「割当てを受けたそれぞれの周波数が有効に利用されているか否かを評価するに当たっては、周波数ごとに評価を行うことが必要と考えますが、Sub 6帯の評価については、本案に示す方向性により評価方針の改定を行った後も、干渉条件も加味した評価基準等の検討を進め、引き続き適時適切な検討が必要と考えます」と記載してございます。

2つ目の意見としましては、3ページの一番上の上段となります。

NTNのお話でございますが、NTNのような新しいサービスに対する評価は、各社の導入状況などを見極めながら慎重な検討を希望する御意見となっております。

おります。

考え方（案）といたしまして、「新たなサービス等に対する評価の在り方の検討に当たっては、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります」としてございます。

3つ目は、3ページ目の真ん中、ミリ波帯の評価となっております。ミリ波帯の評価を定性評価に導入する案に賛成の御意見と、その際はできるだけ幅広い取組が評価対象になることを希望される御意見となっております。後段の御意見への考え方（案）といたしまして、「有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただきます」としてございます。

4つ目は3ページ目の一番下となります。定性評価の項目の見直しについて賛同の御意見となっております、それに対しまして、考え方（案）におきまして、「調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります」としております。

続きまして、4ページ目に移りまして、No. 3はJTOWERからの御意見で、こちらは大別しまして3つの御意見がございました。

1つ目は、シェアリングに関する評価を継続することが適切という御意見と、後段には、情報収集に当たって、電気通信事業報告規則等による制度化の提案がございました。こちら、有効利用評価は電波法に基づきまして調査、評価を行っておりますが、この御提案いただいております報告規則というのは別の法律によるものとなっております。このため、後段の御意見に対する考え方（案）といたしましては、「電気通信事業法に基づく報告に関するご意見は、本意見募集の対象外」としてございます。

2つ目は、NTNの評価のお話でございまして、NTNの評価に関しまして、利用者目線により、付加的な利便性の向上に寄与しているか等の視点での検討が必要ということと、地上の基地局数の増減との相関関係に留意が必要という

御意見となっております。

これらは、今後の検討の際に視点として念頭に置くことも必要となってくることも考えられますので、考え方（案）におきましては、「今後のNTNに係る評価の検討の参考とさせていただきます」としてございます。

5ページに入りまして、JTOWERの3つ目といたしましては、ミリ波普及の取組に関する評価項目に、インフラシェアリングを加えたらどうかという御意見となっております。

これからミリ波等に新たに加えようとする評価につきましては、基本的に現在の各評価に含まれない取組を対象として想定しております。インフラシェアリングは単独で定性評価の評価項目となっておりますため、考え方（案）といたしまして、「今後の参考」としてございます。

続きまして、No. 4、5はソフトバンク及びWCPから連名で、大別して3つの御意見となっております。

1つ目は、総論として評価制度が有意義な取組であり、評価のプロセスにおいて通信事業者から審議会に説明する機会を引き続き設けるべきという評価制度への賛同の御意見となっております。

5ページの一番下、2つ目の御意見ですけれども、定性評価の見直しに賛同の御意見と、評価基準の見直しにつきましては、6ページ目の一番上に列記されているような観点を考慮しながら継続的に検討すべきという御意見となっております。

こちらの後段に対する考え方（案）といたしまして、「ご提示いただいている観点や、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります」としております。

ソフトバンク、WCPからの3つ目は6ページ目の真ん中にごございます。

KDDIからの意見にも同趣旨のものがございました。NTNのような新し

いサービスに対する評価は、評価の開始タイミングを含めて慎重な検討が必要ということと、調査や評価については、調査回答の可否、事業者の作業負荷、経営戦略等への影響についても配慮いただきたいという御意見となっております。

これに対しまして、「いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります」としてございます。

また、加えまして、利用状況調査に関する部分につきましては、「総務省において今後の参考としていただきたい」と記載してございます。

続いて、No. 6は、UQコミュニケーションズから大別して2つの御意見となっております。まず1つ目は、こちらも先ほどのKDDI、ソフトバンク、WCPと同趣旨の御意見で、NTNのような新しいサービスは業界全体で導入初期の状態であり、制度上、全ての周波数で利用可能となっているわけでもないことや、サービス導入の有無も事業者ごとに異なるため、そのような状況を踏まえて評価の在り方を検討すべきという御意見となっております。

これに対しましては、「いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります」としております。

2つ目は7ページ目に移りまして、定性評価の項目の見直しについて賛同の御意見となっております。

考え方（案）におきましては、「今後も、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります」としております。

続きまして、No. 7からは個人の方の御意見に移ります。

まずNo. 7、こちらは大きく分けて3種類の御意見となっております。1つ目は、通信事業者の通信品質の改善となっております。

これに対しましては、「各事業者においては、評価結果も踏まえ、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待」としております。

真ん中、2つ目は、6Gの普及に関する御意見。こちらに対しましては、「今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい」としております。

3つ目は、テレビ、ラジオに関する免許等の審査の厳格化。こちらは「テレビ、ラジオの審査等に関するご意見については、本意見募集の対象外」としております。

続きまして、No. 8、8ページ目にお移りいただき、こちら大きく分けて3種類の御意見となっております。

1つ目は通信品質を評価に組み込む御提案となっております。

この点につきましては、今回の評価結果の中の今後の検討課題の5つ目に、総務省において品質調査等を継続して実施することなどを記載しておりますので、考え方(案)におきまして、「総務省において引き続き調査を継続し、その結果を踏まえて当審議会において検討することが適当」としております。

真ん中、2つ目でございますけれども、駅構内の基地局設置を鉄道事業者等との連携を前提として、制度的に後押しをすべきという御提案となっております。

こちらに対する考え方(案)としましては、「本意見募集の対象外」としてございます。

3つ目は、評価がCとなった周波数帯に関するフォローアップの強化の御提案となっております。C評価の意味といたしましては、「より一層の電波の有効利用の促進が必要」ということでございますけれども、D評価の「有効利用が行われていない」ほど強く改善を求めるものではないと考えておりますので、考え方(案)におきましては、「各事業者においては、その要因分析を自ら行い、改善を図ることによって、電波の有効利用につなげていくことが期待」としてございます。

続きまして、9ページ目にお移りいただきたいと思っております。No. 9は、本

評価結果案に記載している内容の一部を端的に記載しているのみで、特段賛成や反対意見ではないということでございますので、そのようなものとして承るとしてございます。

最後にN o. 10でございますけれども、いただいている御意見で、冒頭では、評価結果（案）は支持するけれども、全体としましては、通信料金を公共料金にしたかどうかといった御提案となっております。

考え方（案）におきましては、冒頭部分は「参考として承る」としつつも、以降の部分については、「通信料金に関するご意見については、本意見募集の対象外」としてございます。

以上が、意見募集の結果とそれに対する考え方（案）の御説明でございました。

資料の56-2につきましては、意見募集後に評価の内容には関わらない形式的な修正のみを行っておりますので、こちらの御説明は割愛させていただきたいと思っております。

議題1に関する御説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。恐縮でございますけれども、順番にお伺いさせていただければと思います。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 原案どおりで結構だと思います。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 私もこの案のとおりで問題ないと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。

石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 適切な案になっていると思います。賛成いたします。

○西村部会長 ありがとうございます。

眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私もこの案に賛成です。

○西村部会長 ありがとうございます。

中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 私もこの内容で賛成です。

○西村部会長 ありがとうございます。

若林特別委員、いかがでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございます。質問は特にございません。

内容についてもこれで賛成です。

○西村部会長 ありがとうございます。私自身もこの案で賛成させていただければと思います。

これまでに貴重な御議論を賜りましてありがとうございます。おおむね事務局案のとおりで御賛同いただいたところかと存じますけれども、もし追加で修正等の御意見がございましたら、事務局までメールにてお知らせいただければと思います。

それでは、本議事の意見募集の結果については、3月期の電波監理審議会におきまして、当部会から報告を行わせていただきたいと思います。

最終的には部会長の私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、お認めいただいたということで進めさせていただければと思います。

す。どうもありがとうございました。

(2) 有効利用評価方針の改定（案）

○西村部会長 それでは、次の議事、(2) 有効利用評価方針の改定（案）に移りたいと思います。

本件につきましても、まずは事務局から資料の御説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。それでは、資料56-3を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきまして、今般の評価において記載いたしておりました今後の検討課題5項目でございますけれども、このうち大きく分けて2つの内容により評価方針を改定したいと考えてございます。

1つ目は、S u b 6帯に係る評価。2つ目は、ミリ波等に係る評価と定性評価の見直しのセットとなっております。

まずは、S u b 6帯に係る評価を御説明いたします。3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは今回の評価結果から再掲しているものとなっております。

端的に申し上げますと、現在S u b 6帯は基盤展開率による評価を行っておりますが、開設計画の認定期間が満了し、今後は人口カバー率に基づく評価が望ましいということ。しかしながら、人口カバー率はまだ低調な地域も多くございますため、一定の経過措置を設けた上で人口カバー率による評価の実施に向けて評価方針の改定案を検討すると記載してございます。

4ページでございます。こちらは改定案の全体の概要となっております。一番上の枠囲みを御覧いただきたいと思います。

実績評価において、主たる評価事項を「基盤展開率」から「人口カバー率」に変更する。また、人口カバー率のしきい値は、当面の間、現在の3.5GHz帯以下の基準よりも緩和したものをを用いる。また、「基盤展開率」は、当面の間、人口カバー率の経過措置として用いる。社会情勢や免許人の実績状況を勘案しながらおおむね3年ごとに、これらの経過措置が適切か等を検証し、適時適切に見直す。また、「面積カバー率」を評価事項として加える。進捗評価においては、基盤展開率を評価事項から削除するという事で、下には認定の有効期間が満了している周波数帯等の定量評価の項目を並べてございますが、黄色の網かけの部分が変更となる部分となっております。

実績評価で新たに設けるのが人口カバー率、面積カバー率となり、一方で基盤展開率は経過措置としてのみ用いる。また、進捗評価も基盤展開率は削るということで、他の周波数帯と並ぶ形となり、大分平仄が取れるものと考えてございます。

続きまして、5ページでございます。こちら参考といたしまして、各カバレッジに係る指標の定義を掲載してございます。

続きまして、6ページでございますが、こちらも参考となっておりますけれども、こちらは認定の有効期間中の評価を並べてございますが、表の一番下に書いてございますとおり、5G基盤展開率や4.9GHz帯展開率、こういったものは周波数割当時の基準として使われているということで、認定の有効期間中の評価基準として使っているということになります。

7ページから本題に入ります。

こちらの上の枠囲みを御覧いただきたいと思いますけれども、先ほどの議題でも出てきましたとおり、Sub6展開率というのは、高トラフィックエリアを対象とした事業者・周波数横断的な目標ということで、有効利用の評価基準としては、全国の居住地域を対象とする人口カバー率を用いたほうが普遍的であ

り、より適切ということに記載してございます。

2 ポツ目ですが、しかしながら、S u b 6 帯は割当てから経過した年数が他の周波数帯と比べて浅いことや、周波数特性、伝搬距離としては低い周波数よりは飛ばないというところも考慮しまして、人口カバー率の基準設定に当たっては、経過措置として以下の2点、下に書いてあります(1)と(2)を考慮するとしてございます。

枠組みの中で、3つ目でなお書きとして記載してございますけれども、干渉条件をはじめとする地域性も加味した評価基準については、引き続き検討を進めることとしてございます。

まず(1)、S u b 6 帯の人口カバー率のしきい値設定でございます。右側の表に、縦の列で3種類並べてございますが、まず、真ん中は現在の1.5～3.5GHz帯の人口カバー率基準を示してありまして、「A」評価は90%以上となっております。

先ほどS u b 6 展開率を直接基準として使うのは適当ではないということで申しましたけれども、このS u b 6 展開率が100%という状態は人口カバー率で見た場合には、およそ人口カバー率70%相当という関係性がございます。

このため、表の青く書いている部分でございますが、当面の間の基準といたしまして、S u b 6 展開率が人口カバー率70%相当という関係性を参考としまして、S u b 6 帯における人口カバー率の「A」評価の基準を70%と設定いたします。合わせて、「A」評価以外の基準も緩和してございます。これが(1)の内容となっております。

次に、(2)の「C」評価に関する経過措置ということで、「C」評価の基準値を30%とした場合でも、まだこれに達しない地域が複数あります。

3 ページ目に戻っていただきまして、少し見づらいですが、赤字でなおかつ下線が引かれているところは30%に達していない地域ということで、まだ多

く残っているということになります。

7 ページ目に戻っていただきたいと思いますが、これに対しましては、経過措置については、当面の間、現在の基準を一定期間適用可能とするのが一般的な対応ということで、表の赤い部分となりますけれども、現在の S u b 6 帯の基準である基盤展開率が 5 0 % 以上であれば、人口カバー率が 3 0 % を下回っていても「C」評価といたします。

ただし、この経過措置の適用によって人口カバー率が横ばいのみとならないように、前年度からの進捗も加味しまして、人口カバー率の実績が前年度実績値を超える場合、少しでも増えていれば、この基盤展開率 5 0 % 以上という経過措置を適用可能といたします。

8 ページ目は、具体的な評価方針の改定（案）となっております。まず、実績評価の部分をお示ししております。

2 の人口カバー率の表に 3.7、4.0、4.5 GHz 帯の基準を新たに追加いたします。また、黄色マーカーをつけているところ、先ほど申し上げた経過措置ということで、社会情勢や免許人の実績状況等を勘案しながら、おおむね 3 年ごとに、これらの経過措置の適用が適切なものであるかを検証し、適時適切に見直すものということで記載しております。

真ん中の面積カバー率でございます。右側は現行基準となっておりますが、「※ S u b 6 を除く。」と黒字で記載してございます。こちらを削除しまして、S u b 6 も対象といたします。もともと「D」評価の設定はございません。また、左側の改定案、真ん中の表の下に赤字で小さい字で記載しておりますけれども、この面積カバー率は平均比での評価となっておりますので、3.7 GHz 帯は 4 者ありますので、3.7 GHz 帯のみ「S」、「A」、「B」、「C」をつけることといたしまして、4.0、4.5 GHz 帯は、それも含めての平均比は出さず、4.0、4.5 GHz 帯は「S」、「A」、「B」、「C」はつけずに、面積カバー

率の数値のみ掲載することになろうかと考えております。これは評価制度導入当初の令和4年度のときの評価も同様となっております。

次に、表の右側にある「4 基盤展開率」でございますが、これは削除いたします。

一番下の総合的な評価となりますけれども、右側の現行基準では、「Sub 6以外」と「Sub 6」で、人口カバー率か基盤展開率かで基準が分かれておりますけれども、左側の今回の改定案では、人口カバー率に一本化いたします。

次の9ページでございますが、進捗評価では、基盤展開率の評価は削除するということとなります。

補足ですが、表に小さく黒字で書いてございますとおり、進捗評価につきましては、現状でも人口カバー率、面積カバー率が評価対象となっております。

続きまして、10ページから、「ミリ波帯に係る評価と定性評価の見直し」に移らせていただきます。

11ページを御覧ください。こちらは今回の評価から再掲しているものとなっております。

端的に申し上げますと、まずミリ波帯については、他の周波数帯と比較して定常的なトラフィック量が圧倒的に少ないという状況。課題としては、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発やユーザーへの周知など多面的な取組が必要であり、また、ミリ波利用に向けた各事業者の取組について、何らかの形で評価に加味することが望ましいということを記載しております。

また、定性評価につきましては、評価項目によっては各事業者ともおおむね標準的な評価である「b」評価に横並びとなっており、経年の変化にも乏しくなった状況のものが、今、申し上げたミリ波帯の取組、あるいは今後NTNに係る評価、こういったものを今後新たな項目として追加する代わりに、今

後あまり変化が予想されないものを削除する入替えを検討することを記載して
ございます。

続きまして、12ページでございます。今回の改定案の全体の概要をお示し
しております。

表の②安全・信頼性の確保につきましては、大きくは変わっておりませんが、
簡素化や明確化を図ることとしております。

データトラフィックにつきましては、4Gや5Gのトラフィック総量を把握する
ためのデータトラフィックの調査は継続いたしますが、評価からは削除します。
新たにミリ波利用の普及等に向けた取組を加えることとなります。

この表の一番下の⑤の携帯電話の上空利用とI o Tでございますけれども、
各社ともおおむね標準的な評価に達したI o Tへの取組を削除いたしました。

また、⑤の評価「a」の欄でございますけれども、上空利用の「a」評価の
対象に、サービスの多様化を含めることとなります。

続きまして、13ページでございます。こちら、ミリ波利用の普及等に向け
た取組の定性評価の具体的な案となっております。

一番上の枠囲みを御覧いただければと思いますけれども、(1)といたしまし
て、ミリ波帯・S u b 6帯におけるエリア拡大等に資する技術の導入について
は、主に令和6年9月に制度化された、ミリ波帯・S u b 6帯における中継局
やリピーター等の導入状況等を想定してございます。

この制度化では、S u b 6帯も対象となっておりますのでS u b 6帯も対象
に含めてございますけれども、評価の際にはミリ波とS u b 6のどちらの取組
かは明確に分かるようにしたいと考えてございます。

表の中の(1)の各「a」、「b」、「c」を御覧いただきたいと思ひまして、
新技術ということで※印を付し、注釈として、中継局、リピーター、フェムト
セル、H P U Eなどとして記載しております。先ほど申し上げた令和6年9月

に制度化された技術を想定はしておりますが、先ほどの意見募集で各事業者から意見がございましたことも踏まえまして、こういった技術を限定せずに、将来的な取組技術も読めるようにということで、あくまでも例示として括弧書きで記載しております。

(2) といたしまして、ミリ波帯の利活用等の促進ということで、こちらはミリ波のみが対象となっております。

こちらも(1)と同様に、対象とする取組は括弧書きで例示しておりますけれども、限定はせず、広く評価対象としたいと考えてございます。

これらの「a」、「b」、「c」の設定でございますけれども、他の定性評価とほぼ同様に、「a」は積極的な取り組み、「b」は一定程度の取り組み、「c」は今後の計画があるという内容としてございます。

また、上の四角囲みの3ポツ目にも記載しておりますけれども、今回の意見募集で提出された意見も踏まえまして、特に(1)の技術に関しましては、制度化からの経過も浅いということもございますので、「d」評価は設定せずに、未導入の場合は評価を行わない、「R」としたいと考えております。

これらの大きく分けて(1)の技術と(2)の利活用等の促進、これらの評価を元に総合的な評価を割り出します。

続きまして、14ページでございます。安全・信頼性の確保の見直しということで、評価自体の明確化が主となってございます。

「a」評価には、大規模災害時などにおける取組と明確化、また「d」評価は、適切な対応を怠ったということと、長時間の停波や通信障害等により社会的に大きな影響を及ぼしたということのセットでもって「d」評価となるものとなっております。上の枠囲みにも記載しておりますけれども、「d」評価については単に重大事故が発生したことのみをもって「d」評価とするものではないと記載しております。

下には、令和7年度の調査結果を記載してございますけれども、総務省とも調整の上で、調査における簡素化が図れればと考えてございます。

最後の15ページでございますけれども、その他といたしまして、1つ目はオークションの対象周波数につきましては、その趣旨から当面の間は評価を行わないことを評価方針に明記する。また、下の段について、既に今回の評価から適用済みでございますけれども、進捗評価における技術導入状況のMIMOの取扱いの明確化を記載してございます。

パワーポイントは以上でございます、続きまして、資料の56-4-1と資料56-4-2は評価方針の改定案となっております。

今回の改定の内容に関する部分を御説明いたします。資料56-4-1を御覧いただきたいと思っております。

まず1ページ目の一番下の脚注に、今お話ししましたオークション対象周波数の取扱いを記載してございます。

続きまして、2ページの脚注でございますけれども、定性評価の項目の見直しに伴う修正となっております。

5ページに移りまして、5ページ目の真ん中ほどに附則とございます。先ほどのSub 6帯の基準につきましては、経過措置であり、3年程度ごとに見直すということに記載してございます。

このページの別紙1以降、今期の改定内容には関係ございませんが、形式的な整える修正を随所に行っております。そちらの御説明は割愛させていただきます。

6ページから7ページにかけて、こちらはSub 6帯の評価基準に人口カバー率と面積カバー率を設定する改定の案となっております。

6から7ページ目に跨っているのは人口カバー率でありまして、7ページ目の下にありますのが面積カバー率となっております。

先ほどの説明のとおり、経過措置の適用条件として、人口カバー率の実績値が前年度実績値超といった条件を加えてございます。

面積カバー率でございますけれども、右側が現行基準で、左側が改定案となっておりますが、現行基準の面積カバー率のリード文に記載しております「・・・除く」という部分で、現在S u b 6帯が面積カバー率の評価対象から除かれております。これを削ることによって、S u b 6帯も面積カバー率が評価対象となるというロジックとなっております。

続きまして、8ページでございますが、こちらの真ん中に基盤展開率がございますが、これをメインの評価から落としますので、S u b 6の基盤展開率の項目を削除する改定となっております。

10ページに移っていただきまして、こちら真ん中でございますが、総合評価でございます。こちら基盤展開率による総合的な評価を削除しまして、人口カバー率で一本化されるということになります。

ページが少し飛びまして、18ページでございます。下側にS u b 6帯の進捗評価から基盤展開率を削除するような改定となっております。

続きまして、19ページでございますが、こちら下の表、先ほど申し上げた技術導入状況でM I M Oの取扱いを明確化する改定となっております。

最後のほうに飛びまして、35、36ページとなります。定性評価の項目の見直し、ミリ波帯等に係る評価の導入となっております。

安全・信頼性の確保については明確化と簡素化、ミリ波の部分については、右側のデータトラヒックを削除いたしまして、代わりにミリ波等を追加することと、その次の36ページを御覧いただきますと、携帯電話の上空利用とI o T、ここもI o Tを削って上空利用のみとしてございます。

あと、こちら脚注を追加しておりまして、各評価項目における省令との関係性を追記してございます。

御説明は割愛いたしますが、資料の56-4-2は、これらの改定案の内容が反映されたものとなっております。

説明が長くなりましたが、御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、特にボリュームもございますので、①、②の項目が右肩1枚目の資料56-3でございましたので、分けて項目ごとに区切りまして御質問、御意見等をいただければと思っております。

それでは、まず3ページから9ページまでの①Sub6帯に係る評価につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。恐縮でございますけれども、これも順番にお伺いさせていただければと思います。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 明確な御説明どうもありがとうございました。私はこれでいいと思います。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 御説明ありがとうございます。私もこの内容で問題ないと思います。賛成いたします。

○西村部会長 ありがとうございます。

石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 御説明ありがとうございます。適切な移行として、基盤展開率から人口カバー率への移行に当たって、様々な問題点に対し、現時点での適切な状況として対応していただけていると思います。ありがとうございます。賛成いたします。

○西村部会長 ありがとうございます。

眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。私もいただいた案に賛成です。

○西村部会長 ありがとうございます。

中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。私もこの内容で結構だと思います。ページ4の、絶対評価の「実績値」と各実績値の「平均比」という記載が人口カバー率と面積カバー率のところにあるんですけれども、念のために、平均比とはどういう意味なのか、具体的な説明を入れておいたほうが各事業者にとっても分かりやすくなるのではないかと思います。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。今、中野先生の方から平均比に関する注記という御提案をいただきましたが、今の段階で事務局からは何か御返答ございますでしょうか。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

それでは、御指摘を踏まえまして、資料の中で注記で定義をつけさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、若林特別委員、いかがでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございます。前回の部会で、7ページのところ、経過措置を適用する場合としないケースがあるという御説明、2つの評価が併存するのかと思っておりましたので、ちょっと考えさせてくださいというようなコメントをしたと思うんですけれども、今日の御説明ですごくクリアによく分かりました。一つの新しい基準で進捗率を図って、それによって評価を変えていくということですので、適切で非常に分かりやすいと思います。

特に異論はございません。どうもありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。

私もこの①Sub 6帯に係る評価に関しては御提案いただいたとおりで結構かと思っております。

また、先ほど中野先生の方からも御指摘いただきました注記でありますとか、細かい文字、あるいは表現方法につきましては、また改めて事務局と相談して詰めていければと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の項目でございますけれども、②のミリ波帯に係る評価、定性評価の見直しにつきまして、資料の10ページ、具体的には11ページからでございますけれども、14ページまでのミリ波帯に係る評価、それから最後のページにはその他としまして、オークション対象周波数に関する当面の取扱い等が書かれております。これらにつきまして、改めて先生方に御質問、御意見等をお伺いできればと思っております。

それでは、また順番にお伺いさせていただきたいと思いますが、笹瀬部会長代理いかがでしょうか。

○笹瀬代理 非常に分かりやすく書かれていると思いますので、これでいいと思います。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 私もこの内容で、非常によく整理されていて分かりやすくなったと思います。賛成いたします。

○西村部会長 ありがとうございます。

石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 適切であると思います。賛成いたします。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私もこの案に賛成です。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 よくまとまった内容で私もこの内容で賛同です。

○西村部会長 ありがとうございます。

若林特別委員、いかがでしょうか。

○若林特別委員 私もこの案に賛成です。

○西村部会長 ありがとうございます。

この件に関しましても、活発な御議論いただきまして、ありがとうございます。私もこの②の項目につきましても賛成させていただければと思います。

おおむね事務局案のとおりで、①、②いずれの項目についても御賛同いただいたところでございますが、もし何か追加で修正あるいは追加の御意見等がございましたら、事務局までメールにてお知らせいただければと存じます。ありがとうございました。

それでは、本件の有効利用評価方針の改定（案）につきましても、3月期の電波監理審議会において当部会から報告を行いたいと考えております。

電波監理審議会への報告に当たりましては、本件につきましても、最終的には部会長の私に御一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、お認めいただいたということで進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

最後にですけれども、議事全体を通じまして、御意見等ございましたら頂戴できればと考えておりますがいかがでございましょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

閉 会

○西村部会長 それでは、以上で本日の議題2つは終了したいと思います。

最後に事務局から事務連絡等はございますでしょうか。よろしく願いいたします。

○柏崎幹事 2点御連絡いたします。

まず1点目でございます。先ほど西村部会長からございました追加の修正等の御意見につきましては、来週3月4日水曜日までに事務局までメールをいただけますようお願いいたします。

また、2点目、次回の部会は3月18日水曜日15時からを予定してございます。

以上となります。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、追加の御意見等のメール、次回の部会は3月18日水曜日15時からということでよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の有効利用評価部会をこれで閉会したいと思います。

どうも本日もありがとうございました。それでは、失礼いたします。